

標 題：

83改正（SOLAS）に対する
シンガポール政府の解釈及び
追加要件

NK テクニカル インフォメーション

No. 6 4

昭和67年 8 月26日

関係船主、造船所 各位

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、シンガポールに於いては、SOLAS 74の1983年改正（以下、“83改正”という）が、
1986年7月1日に発効し、同日以降建造される船舶に適用されることは既に御存知の通りです。

このたび、シンガポール政府から、83改正のうち、“第三章救命設備”に関する同政府の解釈
及び追加要件について通知がありましたので以下の通りお知らせ申し上げます。

記

1. 適用

以下の解釈及び追加の要件は、2.2（iii）を除き1986年7月1日以降建造される船舶に適用
する。2.2（iii）は、1986年7月1日前に建造された船舶だけに適用する。

2. 救命設備一般

2.1 救命設備は、シンガポール政府あるいは主要海運国政府により、83改正により型式承認さ
れ製品試験（日本に於いてはHKの出荷検定がこれに該当）を受けたものであること。

2.2 救命艇、救命いかだ及び救助艇の艀装品も 2.1による。

但し、次のシンガポール政府の特別要件にも適合したものであること。

（i）救命艇、救命いかだ及び救助艇用応急医療具。

応急医療具の使用法が、リネン又は防水紙に英語で表示され、容器内に格納されている
こと。

又、容器内に格納されている医療具の品名が、容器の外部に英語で表示されていること。

（ii）救命いかだ

83改正で要求されている表示に加えて、船名及び“SINGAPORE”を、膨脹式救命いかだ

については、格納袋、天幕の外側及び底面（裏面）に、固型救命いかだについては、天幕の外側及び底面に表示されていること。文字は高さ 100mm以上とし、救命いかだの色に対し、対照的であること。

(iii) 救命艇用救難食糧（1986年7月1日前に建造された船舶に適用）

1991年7月1日又はEPIRB 及び双方向無線電話装置が設置された日のいずれか早い時期より後、救難食糧は、83改正に従い承認されたものであること。

3. 追加の救命胴衣

見張り要員と離れた位置にある生存艇の乗艇場所を使用するため、次の人数分の追加の救命胴衣を備える。

(1) SE証書上の許容最大搭載人員が16名を超えるとき同人員の25%以上の数

(2) SE証書上の許容最大搭載人員が16名以下のとき、4個以上

これらの追加の救命胴衣は、鍵のかかっていない乾燥した、容易に近づきうる場所に備え、設置場所には、その旨表示されていること。

以 上